

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p>第10条の5（(特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等)）関係</p> <p>（委託研究先への資産の貸与）</p> <p>10の5-3 震災特例法第10条の5第1項に規定する個人が、その取得又は製作若しくは建設（10の5-4において「取得等」という。）をした同項に規定する開発研究用資産（10の5-4において「開発研究用資産」という。）を自己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先において当該開発研究用資産が専ら当該個人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該開発研究用資産は当該個人が行う開発研究の用に供したものと取り扱う。</p> <p>（中小事業者であるかどうかの判定の時期）</p> <p>10の5-4 <u>震災特例法第10条の5第1項の規定の適用上、個人が措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者に該当するかどうかの判定は、当該個人の開発研究用資産の取得等をした日及び震災特例法第10条の5第1項に規定する開発研究の用に供した日の現況によるものとする。</u></p>	<p>第10条の5（(特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等)）関係</p> <p>（委託研究先への資産の貸与）</p> <p>10の5-3 震災特例法第10条の5第1項に規定する個人が、その取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する開発研究用資産を自己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先において当該開発研究用資産が専ら当該個人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該開発研究用資産は当該個人が行う開発研究の用に供したものと取り扱う。</p> <p>（新 設）</p>
<p>第11条の2（(被災代替資産等の特別償却)）関係</p> <p>（中小事業者であるかどうかの判定の時期）</p> <p>11の2-8 <u>震災特例法第11条の2第1項の規定の適用上、個人が措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者に該当するかどうかの判定は、当該個人の震災特例法第11条の2第1項に規定する被災代替資産等の取得等をした日及び当該被災代替資産等を事業の用に供した日の現況によるものとする。</u></p>	<p>第11条の2（(被災代替資産等の特別償却)）関係</p> <p>（中小事業者であるかどうかの判定の時期）</p> <p>11の2-8 個人が、<u>震災特例法第11条の2第1項に規定する中小事業者に該当する個人であるかどうかは、同項に規定する被災代替資産等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p>
<p>第13条（(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間等に係る特例)）関係</p> <p>（住民票の写し）</p> <p>13-1 震災特例法規則第5条第1項に規定する「当該被害を受けた者の住民票の写し（当</p>	<p>第13条（(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間等に係る特例)）関係</p> <p>（住民票の写し）</p> <p>13-1 震災特例法規則第5条第1項に規定する「当該被害を受けた者の住民票の写し（当</p>

該被害を受けた時及びその後におけるその者の住所を明らかにするものに限る。）」は、震災特例法第13条第1項に規定する従前家屋又は同条第2項に規定する従前増改築等家屋（以下この項及び13—2において「従前家屋等」という。）が東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなったことを明らかにするための書類として確定申告書に添付することとされているものであるから、当該住民票の写しは、従前家屋等の所在地がその者の当該被害を受けた時の住所地として記載されているものであることを要することに留意する。

(注) 1 その者が措置法通達41—1の2又は41—4の取扱いの適用を受ける者である場合には、この住民票の写しは、当該従前家屋等の所在地が生計を一にする親族の住所地として記載されているものでも差し支えない。

2 住所を変更した者の住民票には、その従前及び転出先の住所地並びにその変更に係る年月日が記載されている。

該被害を受けた時及びその後におけるその者の住所を明らかにするものに限る。）」は、震災特例法第13条第1項に規定する従前家屋又は同条第2項に規定する従前増改築等家屋（以下この項及び13—2において「従前家屋等」という。）が東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなったことを明らかにするための書類として確定申告書に添付することとされているものであるから、当該住民票の写しは、従前家屋等の所在地がその者の当該被害を受けた時の住所地として記載されているものであることを要することに留意する。

(注) 1 その者が措置法通達41—1又は41—4の取扱いの適用を受ける者である場合には、この住民票の写しは、当該従前家屋等の所在地が生計を一にする親族の住所地として記載されているものでも差し支えない。

2 住所を変更した者の住民票には、その従前及び転出先の住所地並びにその変更に係る年月日が記載されている。

第13条の2（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例）関係

（住民票の写し）

13の2—2 震災特例法規則第5条の2第1項に規定する「当該被害を受けた者の住民票の写し（当該被害を受けた時及びその後におけるその者の住所を明らかにするものに限る。）」は、従前住宅が東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなったこと及び震災特例法第13条の2第1項に規定する再建住宅（以下この項において「再建住宅」という。）に係る同項に規定する再建住宅借入金等の金額（以下この項及び13の2—3において「再建住宅借入金等の金額」という。）につき同項の規定を受ける場合には、当該再建住宅が従前住宅を居住の用に供することができなくなった日以後最初に居住の用に供したものであることを明らかにするための書類として確定申告書に添付することとされているものであるから、当該住民票の写しは、従前住宅の所在地がその者の当該被害を受けた時の住所地として記載されているものであることを、また、再建住宅借入金等の金額につき同項の規定の適用を受ける場合には、再建住宅の所在地がその者の住所地として記載されているものであることも要することに留意する。

(注) 1 その者が措置法通達41—1の2又は41—4の取扱いの適用を受ける者である場合には、この住民票の写しは、当該従前住宅の所在地が生計を一にする親族の住所地として記載されているものでも差し支えない。

2 再建住宅借入金等の金額につき同項の規定の適用を受ける場合で、従前住宅が居住の用に供することができなくなった後、再建住宅を居住の用に供するまでの間に住所を変更したときには、その変更した全ての住所地及びその変更に係る履

第13条の2（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例）関係

（住民票の写し）

13の2—2 震災特例法規則第5条の2第1項に規定する「当該被害を受けた者の住民票の写し（当該被害を受けた時及びその後におけるその者の住所を明らかにするものに限る。）」は、従前住宅が東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなったこと及び震災特例法第13条の2第1項に規定する再建住宅（以下この項において「再建住宅」という。）に係る同項に規定する再建住宅借入金等の金額（以下この項及び13の2—3において「再建住宅借入金等の金額」という。）につき同項の規定を受ける場合には、当該再建住宅が従前住宅を居住の用に供することができなくなった日以後最初に居住の用に供したものであることを明らかにするための書類として確定申告書に添付することとされているものであるから、当該住民票の写しは、従前住宅の所在地がその者の当該被害を受けた時の住所地として記載されているものであることを、また、再建住宅借入金等の金額につき同項の規定の適用を受ける場合には、再建住宅の所在地がその者の住所地として記載されているものであることも要することに留意する。

(注) 1 その者が措置法通達41—1又は41—4の取扱いの適用を受ける者である場合には、この住民票の写しは、当該従前住宅の所在地が生計を一にする親族の住所地として記載されているものでも差し支えない。

2 再建住宅借入金等の金額につき同項の規定の適用を受ける場合で、従前住宅が居住の用に供することができなくなった後、再建住宅を居住の用に供するまでの間に住所を変更したときには、その変更した全ての住所地及びその変更に係る履

歴が分かるものであることを要する。

住所を変更した者の住民票には、その従前及び転出先の住所地並びにその変更に係る年月日が記載されている。

歴が分かるものであることを要する。

住所を変更した者の住民票には、その従前及び転出先の住所地並びにその変更に係る年月日が記載されている。